

第二次国土利用計画(千曲市計画)

平成30年3月

長野県千曲市

目 次

前 文

第 1 市土の利用に関する基本構想

- 1 市土利用の基本方針—————
- 2 地域類型別の市土利用の基本方向—————
- 3 利用区分別の市土利用の基本方向—————

第 2 市土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- 1 市土の利用区分ごとの規模の目標—————
- 2 地域別の概要—————

第 3 目標を達成するために必要な措置の概要

- 1 公共の福祉の優先—————
- 2 国土利用計画法等の適切な運用 —————
- 3 市土の保全と安全性の確保—————
- 4 持続可能な市土の管理—————
- 5 土地利用転換の適正化—————
- 6 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進—————
- 7 市土に関する調査の推進—————

前 文

この計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と本市の均衡ある持続的発展を目的として同法第8条の規定により、千曲市の区域における国土（以下「市土^{しど}」という。）の利用に関し必要な事項を定めた計画（以下「千曲市計画」という。）であり、市土の利用に関する行政上の指針となるものです。

千曲市計画は、同法第5条及び第7条の規定により、全国計画及び長野県計画を基本とし、第二次千曲市総合計画の基本構想（以下「基本構想」という。）に即して策定し、将来像である「科野の国 さらしな はにしな 史都^{しと}がにぎわう 信州の交流拠点 千曲」の実現を目指すものです。

なお、千曲市計画は、長野県計画の改定、本市の基本構想の改定及び社会情勢の大きな変動がある場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

第 1 市土の利用に関する基本構想

1 市土利用の基本方針

(1) 基本理念

本市では、平成 29 年 3 月に第二次千曲市総合計画を策定し、人口減少と地域活力縮小の克服に向けて、都市機能を集約しつつ、地域を結ぶネットワークや産業立地による活力ある都市形成、良好な環境・景観の創出と保全、さらには災害に配慮した市土利用への誘導など、市土の量的調整と質的向上を図ることを目指しています。

市土は、現在及び将来における市民のための限られた貴重な資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であることから、市土利用にあたっては、総合計画で示された将来像を見据え、市民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、恵まれた自然環境の保全を図りながら地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、市民が健康で文化的な生活ができる環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行います。

(2) 本市の特性

本市は、長野県北信地域の南東部に位置し、長野市・坂城町等に接し、東西を緑豊かな山林に囲まれ、そのほぼ中央を、南東から北東に大きく蛇行しながら千曲川が流れています。古くは「科野の国」の交通・文化の中心地として、平安時代から江戸時代には文人墨客の憧れの地「さらしな」として知られ、国指定の史跡「埴科古墳群 森将軍塚古墳」や名勝「姨捨（田毎の月）」・重要文化的景観「姨捨の棚田」、稲荷山の「重要伝統的建造物群保存地区」、開湯 120 年を超える「戸倉上山田温泉」などが今日も息づいています。

他地域との交流の基盤となる交通網は、首都圏と北陸圏を結ぶ上信越自動車道と中央自動車道につながる長野自動車道が結ばれる更埴ジャンクションや更埴インターチェンジが開設されており、北陸新幹線や J R 篠ノ井線、しなの鉄道線の沿線でもあることから「交通の要衝」となっています。

(3) 市土地利用をめぐる基本的条件

本市を取り巻く社会経済情勢の変化の中、市土地利用に当たっては次のような基本的条件を考慮する必要があります。

ア 人口減少・少子高齢化の進行

本市の人口は、平成 11 年の 64,766 人（推計人口）をピークに減少しはじめ、平成 27 年では平成 12 年比 4,251 人減の 60,298 人、年少人口比率は 12.3%、生産年齢人口比率は 56.3%、高齢化率は 31.4%となっています。

平成 28 年 2 月に策定した「千曲市人口ビジョン」において、国の長期ビジョンと同水準での合計特殊出生率の上昇に加え、人口の政策的誘導を達成することで、平成 52 年の目標人口 50,000 人を目指すとしています。

一方、総世帯数は昭和 25 年以降増加が続いており、1 世帯あたりの構成人数が減少し、核家族化が進んでいる状況にあります。

今後も、人口は少子高齢化に伴い減少し、核家族化の進展等も見込まれ、人口減少による税収の減少や社会資本の老朽化の進行など、本市を取り巻く環境は、ますます厳しさを増していくことが予想されます。

また、若者や事業者、起業家等が雇用機会やビジネスチャンスを求めて市外や郊外へ移動することにより、既成市街地の衰退や人口密度の低下、低・未利用地の増大が懸念されます。

イ 広域交通幹線網に対応した産業用地の不足

長野自動車道、上信越自動車道が合流する更埴ジャンクション、更埴インターチェンジや北陸新幹線金沢延伸など、高速交通網の発展により、結節点として首都圏、中京圏、北陸圏との人、物、情報の交流が飛躍的に拡大してきました。

また、スマートインターチェンジの設置の研究が進んでいる上信越自動車道西側地区、国道 18 号バイパスの一部開通している地域などは、新たな広域交流拠点や産業経済基盤の形成、産業の活性化への機運や期待感などが高まっています。

ウ 安全・安心なまちづくりへの要請の高まり

本市は、糸魚川-静岡構造線断層帯(北部区間)を震源とする M7.7 程度の地震が発生すると、震度 6 強程度の揺れとなり、大きな被害となることが想定されています。

また、大規模には至らないものの、台風や集中豪雨による水害等が発生しており、

災害対応への不安と被害の甚大化が懸念され、安全・安心なまちづくりに対する市民意識が高まっています。

エ 自然環境等の悪化

本市の周辺部に位置する山地、農村集落地等は、市土の保全、水源涵養^{かん}、自然環境の保全などの面で重要な役割を果たしているほか、美しい景観や自然環境が市民の安らぎと憩いの場であるとともに、都市との交流の場にもなっています。

こうしたなか、中山間地域を中心に農林業の担い手不足等により、手入れの不十分な森林や荒廃農地の増加により、里地里山地域などの自然環境が失われつつあり、里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する市民意識が高まってきています。

また、地球温暖化に伴う気候変動等により、今後、更なる自然環境の悪化や自然生態系の損失が懸念されます。

(4) 本計画が取り組むべき課題

市土利用をめぐる基本的条件を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は次のとおりです。

ア 都市機能の集約化と公共交通のネットワーク

人口減少・少子高齢化やそれに伴う地域経済の縮小が懸念される社会においては、低・未利用地や空き家等の増加、社会資本及び公共施設の整備及び維持の限界等の問題が生じます。将来にわたって持続可能な都市として存続し続けるためには、より効率的な行財政運営が求められます。そのためには、都市機能の集約・拡充を図り、それらが有機的な交通ネットワークによって連携したコンパクトな都市構造を形成していく必要があります。

イ 産業活動を支援する市土の形成

交通利便性の高い地域においては、先端産業や既存企業からの立地要望が高まる中で、新たな産業用地の確保が求められていることから、都市的な土地利用に適した場所での適正利用を図るなど、将来にわたる本市の活力の維持向上に向け、土地需要の調整と効率的利用を進めていく必要があります。

ウ 安全で安心して暮らせる市土の形成

ハード対策の重点的な整備とともに、万一災害が生じても被害を最小限に食い止め、市民相互や地域コミュニティの中で助け合っていくハード・ソフト一体の取り組みが求められており、それぞれの地域で、安全・安心の確保を目指していく必要があります。

また、既存建物の老朽化や家族構成の変化などから、居住の用に供されない空き家等が増加し、災害時の建物倒壊や火災の延焼が危惧されることから、防災施設の整備など総合的な対策によって、都市の防災機能の向上を図る必要があります。

エ 環境負荷の低減

社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、その原因となっている温室効果ガスの排出削減が急がれています。

持続可能な社会を実現させるためにも省エネルギーの推進、太陽光などの再生可能エネルギーの利用による低炭素社会への変革が求められています。

このため、土地利用にあたっては、自然と調和し環境負荷低減を重視した土地利用を基本とすることが求められています。

オ 豊かな自然と歴史・文化遺産の保全と活用

豊かな自然や美しい景観は市民共通の財産です。このため、豊かな自然やその景観を大切に保全しつつ、その魅力を市民が享受できるよう再生・創出し次世代へ継承するとともに、これらの活用を図る必要があります。

また、魅力ある都市の質を高めるため、里地里山、高原、田園、千曲川等の自然景観、北国街道、善光寺街道沿いに形成されてきた歴史的景観などを保全し、個性豊かな特色のある地域景観を形成していく必要があります。そして、観光の活性化に向けて、自然や歴史文化等の地域資源を活用していく必要もあります。

カ 市土利用における経営・管理

人口減少、高齢化をはじめとする経済社会情勢の変化が進展し、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスの継続が困難となり、あるいは従来以上にきめ細かな対応が必要となるなど、地域づくりを進める上で、さまざまな課題が生じています。

このため、行政のみではなく市民、NPO、事業者等を地域づくりの担い手とし

て相互に連携する協働の仕組みを整え、地域活力を維持していく必要があります。

また、これまでは行政が主体となって土地利用を計画し、社会基盤施設の整備を図ってきましたが、今後は、地域で生活する市民、地域で事業を営む事業者等、市民参加による市民主体の土地利用を進めるとともに、適切な維持管理を行っていく必要があります。

(5) 市土地利用の基本方針

今後の市土地利用は、懸念される人口減少と地域活力縮小の克服に向けて、「コンパクト+ネットワーク」の視点を踏まえ都市機能を集約しつつ、地域を結ぶネットワークや産業立地による活力ある都市の形成、良好な環境・景観の創出と保全、震災や風水害などへの防災・減災対策による市民生活の安全・安心・安定の確保など、市土の量的調整と質的向上を図り、有限な資源の利用・保全に努め、より良い状態で市土を次の世代へ引き継ぐ「持続可能な土地の管理」を行います。

ア 土地需要の量的調整

(持続可能で快適な都市を支えるコンパクトシティ+ネットワークの形成)

都市的土地利用については、都市機能や居住を都市の中心部や生活拠点等に集約化し、既存市街地における低・未利用地や空き家を有効活用することにより、都市のコンパクト化を目指し、効率的な土地利用を図ります。

市内郊外部においては、人口減少・少子高齢社会を見据えつつ、国の地方創生に対応した取り組みが求められることから、移住・定住促進の観点などから必要なものについては、周辺環境に配慮しつつ、必要な範囲において都市基盤整備などを行うとともに、産業の振興や雇用の拡大等に寄与する産業用地については必要な用地の確保を支援します。

また、地域間相互の交流・連携を進めるに当たっては、公共交通を含めたさまざまな手段による交通ネットワークの形成により、地域における持続可能な交通体系づくりを目指します。

(農林業的土地利用・自然的土地利用の適切な保全)

農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある生活並びに自然環境を享受する場として、景観も含めた適正な保全と農業の担い手への農地の集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消

と効率的な利用を図ります。また、市土の保全、水源涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

(計画的な土地利用転換)

森林、農地及び宅地などの相互の土地利用の転換については、一旦転換すれば、再び元の状態に戻すことが困難であり、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行います。

また、土地の所有者が所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理できない場合には、所有者以外の者による管理・利用を促進します。

イ 土地利用の質的向上

(安全・安心な市土利用)

治山、治水、防災施設、避難経路等の整備（ハード施策）とハザードマップの活用・避難訓練の実施（ソフト施策）を適切に組合せた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限するなど、災害に強い市土の形成を図ります。

災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえ、建物の耐震化を進めるとともに、国、県、近隣市町村等の関係機関と相互に連携を図りながら、交通、ライフライン等の多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、森林や農地の保全管理など、市土の安全性を総合的に高めていきます。

また、個別の土地利用における施設整備にあたっては、ユニバーサルデザインの視点から、年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず誰もが利用しやすい環境の整備を促進します。

(地球環境の保全と循環型社会の形成)

地球温暖化の進行に伴う環境に対する意識の高まりを受け、自然環境の恵みを享受しつつ、天然資源の使用量の抑制と再生資源の利用を推進します。

また、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用にあたっての

自然環境への配慮などを踏まえた市土利用を進めます。

(豊かな自然環境と美しい景観の保全・創出)

本市は「姨捨の棚田」「あんずの里」「さらしなの里」など、自然や地域特性に優れた農村風景と「森將軍塚古墳」をはじめ、かつて宿場町として栄えた「稲荷山宿」など、歴史や文化を感じる多くの景観資源や食文化、伝統文化など先人たちが築き、守り育んできたふるさとの自慢（財産）が多く存在しています。

このため、これらの貴重なふるさとの財産を保全・創出するとともに、歴史や自然とともに育まれてきた伝統や文化を大切に、後世へ良好な状態で引き継いでいけるよう取り組み、併せて観光資源として活用することにより、都市の活性化を目指します。また、こうした歴史的、文化的景観と一体となった自然環境の保全を図ります。

一方、中山間地域や森林地域における担い手不足等による里山環境や森林環境の荒廃を解消するためには、農林業等を単なる一次産業と捉えるのではなく、これらが併せ持つ観光的価値や環境的価値に着目し、保全と活用を図ります。

また、市のシンボルでもある千曲川の良い河川環境を保全するとともに、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、自然本来の生物の在り方を保つ生物多様性の確保と人間活動との調和を図ります。

ウ 多様な主体の連携・協働による市土の経営・管理

土地利用をめぐるさまざまな関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、地域において土地利用の基本的な考え方について合意形成を図るとともに、多様な主体の連携・協働を進め、市民一人ひとりが市土に関心を持ち、自らの地域の土地利用や地域資源の管理（経営）のあり方等について検討するなど、地域や市民主体の取り組みを促進します。

土地利用はその影響が広範囲にわたることから、行政界を越えた地域間の適切な調整を図ります。

また、土地利用の広域性を踏まえた地域整備と地域間の交流・連携を促進し、維持・活性化に向けた広域的な取り組みを進めます。

2 地域類型別の市土地利用の基本方向

第二次千曲市総合計画の「土地利用の方針」のとおり、市域を都市地域、農業集落共生地域、自然環境保全地域の3つに地域類型化した上で、各地域の土地利用の基本方向を示します。

(1) 都市ゾーン

都市ゾーンは、既成市街地とその周辺に広がる周辺市街地及び計画的に配置される産業系市街地で構成されます。

都市ゾーンにおいては、将来の人口規模に見合った効率的な都市基盤の整備、まちなか居住の促進、公共交通網の再編等との連携による持続可能な集約型都市構造の実現を目指します。

また、既存の道路、公園緑地等を活用しながらユニバーサルデザインに配慮した都市基盤整備を進め、すべての人に優しい快適な生活環境の形成を図るとともに、都市防災機能の整備に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

新たな市街地を計画的に誘導する地域については、都市計画制度の適切な運用を図り、良好な市街地形成を進めます。

ア 既成市街地

既成市街地においては、木造住宅の密集、地区内の狭あいな道路など防災上の問題を抱えています。また、中心市街地における人口減少や、建物移転に伴う低・未利用地の増加など、空洞化も進み、個人商店、商店街の衰退や居住人口の減少が深刻となっています。

今後は、緑地等の防災空間の整備や伝統的なまちなみと調和した都市景観の整備を図りながら、空き家、空き地等の有効利用を進め、利便性、快適性の高い市街地形成を目指します。

イ 周辺市街地

周辺市街地は、拡大を抑制するとともに適切な用途への誘導を図り、低・未利用地の有効利用と効率的な土地利用を進めます。

また、都市施設整備にあたっては、住環境や防災に配慮した道路、公園、緑地、河川等の基盤整備に努め、安全で人に優しい快適な生活環境の形成を図ります。

ウ 産業系市街地

地域経済の活性化と雇用の確保を図るため、先端産業や地場産業などの産業集積を進め、産業基盤の強化を図ります。

また、本市における高い交通利便性を活かし、生産・流通・サービスなど幅広い分野にわたる産業が立地できる条件整備を進めます。

大規模な土地需要に対しては、周辺の他の土地利用や住環境、自然環境に配慮しつつ、産業構造の変化や需要に的確に対応し、必要な用地の確保を支援し、産業が活発に営まれる土地利用を図ります。

(2) 農業集落共生ゾーン

農業集落共生ゾーンは、農業生産が持続的に行える生産基盤施設とともに良好な住環境基盤の整備を進め、農地と宅地の調和に配慮しつつ、農地の持つ自然的な側面を住環境に活かした土地利用を図ります。

地域住民の意向や伝統文化に配慮しながら、農村集落の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を図り、活力ある地域づくりを目指します。

具体的には、生産基盤施設である農地・農業水利施設・農道等の整備を進めるとともに、生活道路・下水道・広場など良好な住環境基盤の整備を進めます。

ア 農業生産地域

農振農用地区域として設定されている集团的優良農地や、ほ場整備事業などの農業基盤整備事業の受益地等は、その確保・保全を図ります。また、計画的な土地利用と農地の有効利用を図るとともに、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の適正な運用により優良農地の確保・保全に努めます。

効率的かつ安定的な農業経営を目指し、農地の利用集積や基盤整備を進め、ブランドの構築や6次産業化など、農林水産物の高付加価値化に努めるとともに、千曲川ワインバレー特区の展開にあわせたワイン用ブドウによる産地化を図るなど収益向上による農業経営の安定化を図ります。また、認定農業者制度等の活用により農業の担い手・後継者の組織化及び育成を図ります。

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域については、生産活動の維持により発揮される多面的機能を確保する観点から、農道・用水路など農業生産基盤の整備を進め、生産条件の不利を補います。

イ 農村集落及び周辺農地

農村集落は、地域の伝統・文化に配慮しながら、生活道路や広場等の生産基盤と生活環境の一体的な整備を計画的に進めるとともに、近年、自然とのふれあいや生活にゆとりと豊かさを求める傾向が高まってきていることから、地域の独自性を活かした都市と農村との交流を促進し、農村地域の魅力発信と地域の担い手となる定住人口の確保を図ります。また、地方創生の取り組みを踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住等の交流を促進します。

集落を取り囲む比較的小規模な農地については、農地の流動化や耕作の受委託を促進し、荒廃農地の解消に努めるとともに、農地と宅地の調和に配慮しつつ、農地の持つ自然的な側面を住環境に活かした土地利用を進めます。

(3) 自然環境保全ゾーン

森林地域は森林の水源涵養、災害防止などの公益的機能を守るための保全に努めるとともに、人と自然との共生を深めることのできる機会などを通じ、自然に触れ合える土地利用を図ります。

高い価値を有する自然の風景地や、貴重な動植物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき地域について、適正な整備と保全管理を推進します。

また、人と自然との共生への理解を深めるため、自然とのふれあいの場の整備やふれあう機会の拡大を図る取り組みを進めます。

ア 森林地域

森林の持つ多面的機能が総合的に発揮できるように、林道等の整備や保安林の計画的な指定を進めるとともに、適切な管理を推進します。また、山地災害の危険性が高い箇所についての的確に把握するとともに、治山施設の整備等を推進し、被害の最小化に努めます。

森林整備にあたっては、森林の価値や機能を市民に広く理解されるよう市民と行政との協働による森林づくりを進めるほか、レクリエーションなどの機会を通じて市民が自然にふれあえる環境整備を推進します。

イ 自然公園地域

聖山高原県立公園地域は、太平洋側と日本海側の特徴的な植生が共存する貴重な生態系をもつ地域であり、その利用を通じて市民の保健・休養に大きく寄与するものであることから、今後ともその保護と適正な利用を図ります。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等自然とのふれあいの場としての利用を図ります。

3 利用区別の市土地利用の基本方向

市域を利用目的に応じて区分し、土地利用の基本方向を示します。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全・安心の確保、人間活動と自然との調和など横断的な観点や相互の関連性に十分留意するものとします。

(1) 農地

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、農業基盤の改修・整備と、農地の流動化・利用集積を進めることにより、生産性の高い農業経営を実現し、中核的担い手農家の育成や、効率的かつ安定的な経営体への集約化を図ります。また、耕作放棄を防止するなど不断の良好な管理を通じて市土保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全や水田の持つ貯留機能を活用した洪水被害の軽減など農地の有する多面的機能の維持を図り、環境への負荷に配慮した農業生産を推進します。

一方、市街地及び市街地周辺の農地については、既存の市街地を有効活用するコンパクトなまちづくりの視点も踏まえ、計画的かつ適正な土地利用を推進します。

集落地周辺における集団化されていない農地は、市民農園や都市住民との交流の場として体験農業・観光農業等による活用を図るとともに、適正な土地利用を推進します。

また、6次産業化による農産物の高付加価値化や観光農業など多様な農業の展開に必要な用地を確保し、農業生産力の向上、農業生産活動の活性化を図ります。

(2) 森林・原野等

森林は、木材生産等の経済的機能及び市土保全、水源^{かん}涵養、災害防止、環境保全等の多面的機能に加えて温室効果ガスの吸収源としても機能を発揮し、また都市とその周辺の森林は、良好な生活環境を確保するため、森林の持つ機能が十分発揮できるような森林の確保と整備を図ります。

森林の公有林化や保安林指定などを進め、公的管理の拡大と整備を図ります。また市民の健康増進、地域振興の観点から、自然環境の保全に留意しつつ、市民の保健休養・交流の場としての多面的利用を図ります。

原生的な森林や、動植物の生息・生育地など貴重な自然環境を形成している森林や水辺等の原野は、生態系や景観の維持等の観点から、適正な維持・管理を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、多発する豪雨災害に備え、千曲川及びその支流の総合的な治水対策の推進、砂防施設のハード整備とともに、被害を最小限に食い止める減災の視点から、降雨時における河川管理者をはじめとする関係者間の的確・迅速な情報の共有を図り、総合的な防災・減災対策を進めます。

安全で、うるおいのある水辺環境の整備を進めるため、地域のレクリエーション活動等に活用できるオープンスペースや緑地空間を千曲川河川敷及び中小河川周辺に確保し、親水性の向上や災害時の防災空間等としての多面的利用を図ります。

近年、降水量の変動幅が大きくなる傾向にあり地球温暖化による大規模な異常渇水の発生が懸念されることから、水資源の確保と保全を図り、安全でおいしい水の安定供給に努めます。

地下水については、土壌と水の相互の汚染という悪循環を克服し、良好な水質の確保を図ります。

(4) 道路

広域的な幹線道路をはじめとする道路の役割分担(域内交通と域外交通の分離等)を明確にし、体系的道路網の整備を促進し、中心市街地の混雑緩和、本市と周辺市町村との連絡性の向上及び区域内の各地域拠点の発展を促し、中心市街地と地域拠点間の連携強化を図るとともに、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において地域の協力を得ながら、総合的な交通安全対策を推進するなど、「人」の視点に立ったまちなみ・歩行空間の充実等に留意した道路整備を図ります。

ア 一般道路

一般道路については、地域の均衡ある発展、自動車交通の円滑化と安全性・防災機能などの向上、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、市内における地区間交流の促進と増加する交通需要に対応できる幹線道路、補助幹線道路、地区内の生活道路など体系的な道路網の整備、宅地化の進行に対応した計画的な道路網の整備を図ります。

道路の整備にあたっては、快適な都市空間を形成するために、安全性、快適性、防災性の高い道路整備により、まちなみ・歩行者に配慮した整備を図ります。

イ 農道・林道

農道・林道は、農林業の生産性の向上、農地や森林の適正な維持管理、農山村の生活環境を改善するため、多面的機能、自然環境の保全に配慮しつつ、適切な維持管理・更新により、既存用地の持続的な利用を図ります。なお、林道については、近年広域的な利用と森林に親しむ市民が増加しており、その利用に対応した整備を図ります。

(5) 宅地

宅地は、住宅地、工業用地、その他の宅地の分類で整理します。

ア 住宅地

住宅地は、生活の基盤である住宅を確保するために必要な土地であり、人口及び世帯数の動向、高齢化の進行、都市化の進展とライフスタイルの変化等に対応した安全で良質な住宅地の供給を図ることが必要です。また、コンパクトなまちづくりの視点から、市街地を適正な規模にとどめ、既存の市街地を有効に活用します。

一方、適切な管理のされない空き家・空き地が増加傾向にあるため、その有効利用を図り、安全でゆとりある快適な環境の形成を進めます。

今後は住宅地において、成熟化社会にふさわしい快適な生活環境と秩序ある市街地形成の観点から、長期にわたり使用できる住宅の普及促進や住宅の耐震性能の向上を図ります。

市街地においては、生活環境の改善を図るため、都市計画等に基づく秩序ある市街地整備を進めるとともに、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用によるオープンスペースを確保し、まちなか居住や既存の住宅地への定住を促進し、安全性の向上とゆとりある快適な環境の形成を図ります。

農村集落においては、農地と宅地の調和に配慮しつつ、農地の持つ自然的な側面を住環境に活かした土地利用を図ります。

イ 工業用地

工業用地は、企業の生産活動に必要な施設等を確保するために必要な土地であり、産業構造の変化や用地需要の変化に的確に対応することが必要です。

また、工業用地の整備・拡充にあたっては、周辺的生活環境や自然環境、防災等に配慮し、他の土地利用との調整を図りながら、生産基盤の形成に努めます。

さらに、住工混在等により弊害が生じている地域においては、生活環境の改善を図るため、適地への工場立地誘導を図ります。また、移転等に伴って生じる工場跡

地等については、土壌汚染の調査や対策を講ずるとともに、地域の生活環境向上のため有効利用を図ります。

ウ その他の宅地

その他の宅地は、産業構造の変化やそれぞれの用地需要に的確に対応した必要な用地の確保の支援と立地誘導を推進します。

事務所・店舗系用地は、中心市街地の活性化や良好な居住環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化等の進展等に対応した魅力ある商店街を形成するため、商業、サービス業集積施設や駐車場等の必要な用地確保を推進します。

また、幹線道路沿いについては、良好な環境に配慮しつつサービス業や大型店舗の適正立地と、観光性を備えた商業機能の強化を図るために必要な用地確保の支援を図ります。

戸倉上山田温泉等の観光温泉施設等用地は、観光地へのアクセスや観光地間の交流・連携を支える交通ネットワークの整備を進めるほか、旅行者の多様化するニーズに対応し、地域独自の資源や地域ならではの温かいおもてなしを生かした新たな観光スタイルの創出を促進します。

温泉街については、千曲川のほとりの「情緒あふれる温泉地」にふさわしい魅力的なまちなみの形成を図るため、計画的な整備と有効利用を進めます。

(6) その他

上記以外の利用区分に該当する土地は、公園緑地、文教施設、福利厚生施設、交通施設等の用地及びレクリエーション等の機能を発揮するための公共的・公益的な土地です。これらについては、環境及び景観の保全に配慮しつつ、市民の生活上のニーズを踏まえ、周辺の道路等を含め、必要な用地の計画的な確保を図ります。

庁舎等の公共施設は、建て替えなどの機会をとらえ、災害リスクに十分配慮しつつ、都市の中心部等での立地を促進させることにより災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

都市の低・未利用地については、再開発用地や防災のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図ります。

荒廃農地については、発生防止と解消に向けた措置を講じるとともに適切な管理を図ります。

また、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、ユニバーサルデザインの導入など、適正な整備に努めます。

第2 市土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

1 市土の利用区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

計画の基準年次及び目標年次は、次のとおりです。

- ・基準年次 平成26年（西暦2014年）
- ・目標年次 平成38年（西暦2026年）

また、中間年次を平成32年（西暦2020年）とします。

(2) 目標年次における将来人口想定

市土の利用に関して、基礎的な前提となる千曲市の目標年次における人口は、第二次千曲市総合計画において平成38年の目標人口としている55,000人以上を想定します。

(3) 規模の目標の設定方法

土地利用に関する将来構想に基づき、美しく、暮らしやすい市土づくりを進めるため、市土の利用目的に応じた区分ごとの目標を設定します。

(4) 目標年次における規模の目標

市土利用の基本構想に基づく平成38年の利用区分ごとの規模の目標は、別表のとおりと見込まれます。なお、この数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

(別表) 利用区分ごとの規模の目標

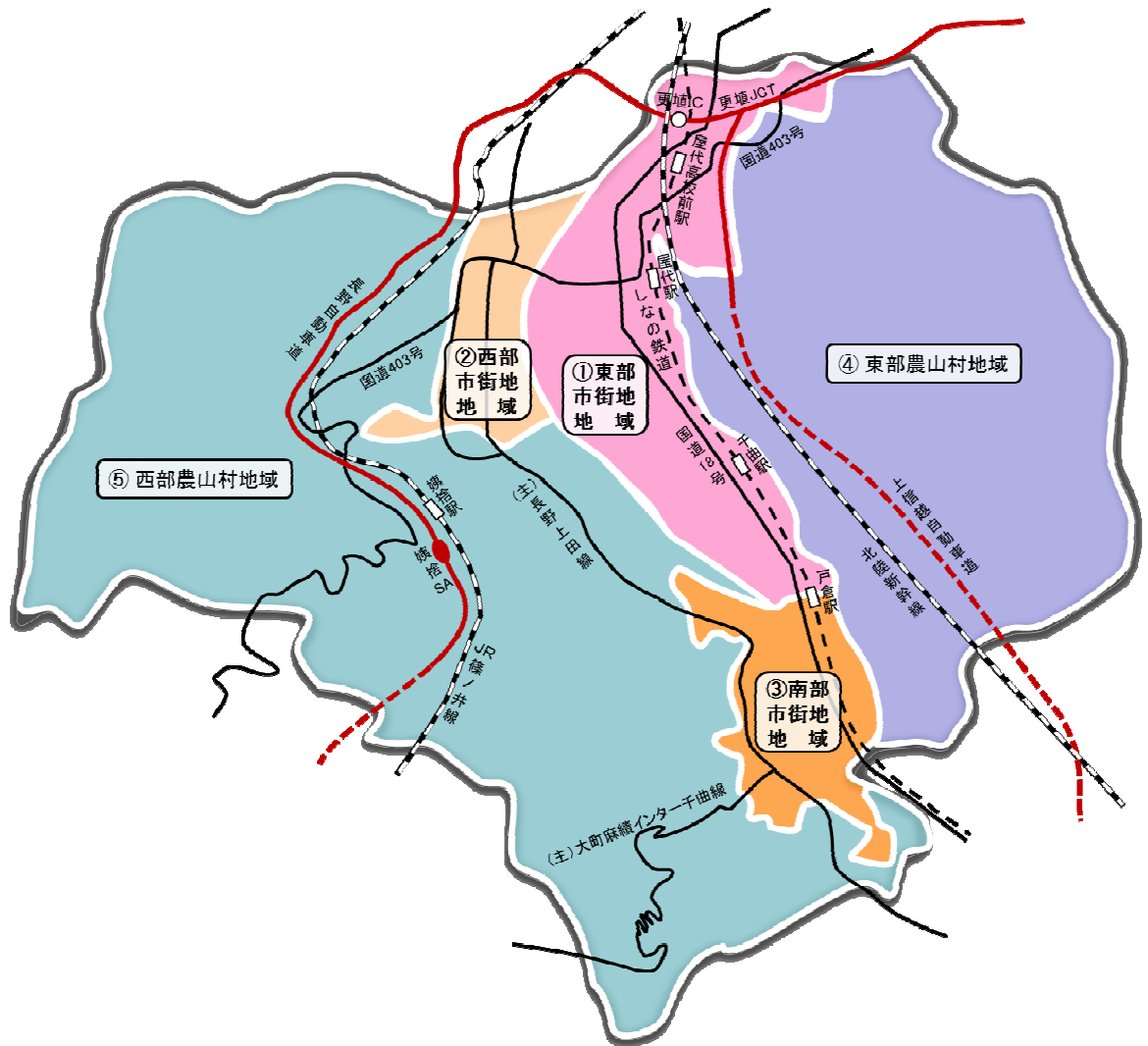
利 用 区 分	基準年次a (平成 26 年)		中間年次 (平成 32 年)		目標年次b (平成 38 年)		増減 b-a (ha)
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	
農 地	1,591	13.3	1,557	13.0	1,498	12.5	△ 93
森 林	6,884	57.5	6,884	57.5	6,884	57.5	0
原 野 等	4	0.0	4	0.0	4	0.0	0
水面・河川・水路	317	2.6	316	2.6	315	2.6	△ 2
道 路	658	5.5	666	5.6	673	5.6	15
宅 地	1,276	10.7	1,320	11.0	1,406	11.8	130
住 宅 地	829	6.9	857	7.2	886	7.4	57
工 業 用 地	92	0.8	93	0.8	95	0.8	3
そ の 他 宅 地	355	3.0	370	3.1	425	3.5	70
そ の 他	1,249	10.4	1,232	10.3	1,199	10.0	△ 50
合 計	11,979	100.0	11,979	100.0	11,979	100.0	0

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、集計値が合わない場合があります。

2 地域別の概要

(1) 地域区分

地域区分は、本市における自然的、社会的、経済的及び文化的条件を考慮して、次の5地域に区分します。



地域名	地域の概要
① 東部市街地地域	千曲川右岸の都市計画用途地域及び周辺部
② 西部市街地地域	千曲川左岸の北西部の都市計画用途地域及び周辺部
③ 南部市街地地域	千曲川両岸南部の都市計画用途地域及び周辺部
④ 東部農山村地域	千曲川右岸で①③以外の地域
⑤ 西部農山村地域	千曲川左岸で②③以外の地域

(2) 地域区分ごとの土地利用の概要と目標

ア 東部市街地地域

○地域の概要と目標

この地域は、千曲川右岸の平坦部に広がる市街地で、長野自動車道更埴インターチェンジをはじめ、地域を南北に貫く国道 18 号やしなの鉄道など、幹線交通網が走っており、住宅、商業施設、工場などの集積や市役所新庁舎・新更埴体育館建設が進んでいます。

今後は、農業的土地利用や生活環境との調和を図りながら、都市機能を集積した集約型の市街地を目指し、有効かつ効率的な土地利用を図ります。

○土地利用の基本方向

- しなの鉄道屋代駅周辺地区は、都市機能の分散や商業活力の低下に伴い、空洞化が進行していることから、地域の合意形成を踏まえ、人が集まりにぎわう千曲市の中心拠点として、「千曲市中心市街地活性化基本計画」に基づき、多様な都市機能が集積する市街地整備を推進します。
- 土地利用の整序・集約化を図りながら、土地利用の転換や誘導により、低・未利用地の有効利用を促進します。
- 市街地内の農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを考慮し、計画的な利用を図ります。
- 更埴インターチェンジから雨宮地区北部周辺は、既存の工業系用途地域に誘導できない大規模な産業用地需要に応えるため、高速交通の利便性などの立地条件を活かし、農業をはじめ周辺の土地利用や生活環境との調和に配慮しながら、計画的な産業用地の整備を図ります。
- 屋代地区の上信越自動車道西側周辺の市街地を誘導する地区については、スマート IC を含めた、市全体の活性化をけん引する新たな広域交流拠点の形成のため、都市計画制度を適切に運用し、農業をはじめ周辺の土地利用や生活環境との調和に配慮しながら、既成市街地との都市機能のバランスに配慮した誘導を図ります。また、計画的に良好な市街地の形成を進めるとともに、更埴インターチェンジへのアクセス機能を高め、新たな賑わいと交流を生み出す土地利用を図ります。

- 千曲川の豊かな自然環境の保全と安全でうるおいのある水辺空間の創出を図り、市民の身近な憩いの場としての活用を進めます。
- 景観計画等の規制・誘導手法を活用し、地域の合意形成を図りながら自然環境と一体となった歴史的風土の保全と、眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみ景観の形成を図ります。

イ 西部市街地地域

○地域の概要と目標

この地域は、千曲川左岸の北西部にある市街地で、善光寺街道の宿場町として栄えた稲荷山地区や、武水別神社がある八幡地区を含む地域です。

歴史的、伝統的面影が残る地域ですが、部分的に供用が開始された国道 18 号バイパスなどの幹線道路等の整備により商業施設の立地や宅地開発が進んでいます。

今後は、農業的土地利用や生活環境との調和を図りながら、都市機能を集積した集約型の市街地を目指し、有効かつ効率的な土地利用を図ります。

また、地域の活性化に向けて、地域固有の歴史や文化を再評価するとともに、地域の魅力を最大限に生かした土地利用を進めます。

○土地利用の基本方向

- 稲荷山、八幡地区に残る歴史的建造物や伝統的まちなみについては、景観計画等の規制・誘導手法を活用し、地域の合意形成を図りながら、眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみ景観の形成を図ります。また、「千曲市歴史的風致維持向上計画」に基づく保存・環境整備事業、街なみ環境整備事業などにより、伝統的建造物群を活かした観光・交流拠点の形成を図ります。
- 国道 18 号バイパス東側周辺の新たに市街地を誘導する地域については、都市計画制度を適切に運用し、農業的土地利用との調和を図りながら、自然環境の保全や都市基盤整備を進めるとともに、既成市街地との都市機能のバランスに配慮した良好な市街地の形成を進めます。
- 稲荷山地区は、福祉施設の集積するまちとして、施設利用者をはじめ市民の生活にも配慮した生活環境の誘導を図るとともに、日常的な生活サービス機能の充実した地域生活拠点の形成を図ります。

- 土地利用の整序・集約化を図りながら、土地利用の転換や誘導により、低・未利用地の有効利用を促進します。
- 市街地内の農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを考慮し、計画的な利用を図ります。
- 千曲川の豊かな自然環境の保全と安全でうるおいのある水辺空間の創出を図り、市民の身近な憩いの場としての活用を進めます。

ウ 南部市街地地域

○地域の概要と目標

この地域は、市南部の千曲川の両岸に広がる市街地で、しなの鉄道戸倉駅周辺、善光寺詣りの精進落としの湯として発展してきた戸倉上山田温泉及びその周辺地域です。

今後は、温泉・スポーツによる地域活性化と、農業的土地利用や生活環境との調和を図りながら、集約型の市街地形成を進め、温泉の魅力が交流と活力を生み出す有効かつ効率的な土地利用を図ります。

○土地利用の基本方向

- 戸倉駅周辺地区、戸倉・上山田温泉地区は、地域生活拠点として、日常的な生活サービス機能の充実に加え、温泉街を活かした観光・交流拠点の形成を図るため、「千曲市中心市街地活性化基本計画」に基づき、多様な都市機能が集積する市街地整備を推進します。
- 土地利用の整序・集約化を図りながら、土地利用の転換や誘導により、低・未利用地の有効利用を促進します。
- 市街地内の農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを考慮し、計画的な利用を図ります。
- 景観計画等の規制・誘導手法を活用し、地域の合意形成を図りながら自然環境と一体となった保全と、眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみ景観の形成を図ります。
- 千曲川の豊かな自然環境の保全と安全でうるおいのある水辺空間の創出を図り、市民のみならず観光客が河畔の散策などを楽しめる身近な憩いの場として

活用を進めます。

- 戸倉体育館、萬葉の里スポーツエリアの周辺などは、多くの市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう施設の整備・充実を図ります。
- 戸倉上山田温泉については、温泉街にふさわしい市街地整備を進め、情緒あふれる魅力的な温泉街の形成を図ります。

エ 東部農山村地域

○地域の概要と目標

この地域は、千曲川右岸の平坦地に日本一のおんずの里として知られる森・倉科地区などの農村集落が点在する本市有数の農業地帯であり、背後に緑豊かな森林が広がっている地域です。

今後は、地域の特性に応じた良好な農業生産活動と生活環境の一体的な形成を進めるとともに、森林や農地等の適切な保全管理を図ります。

○土地利用の基本方向

- 農村集落については、集落内の道路・公園の整備、下水道の普及等生活環境の整備を進めるとともに、住宅地との調和に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 生産性の高い優良農地については、農道・用水路等農業生産基盤の整備を進めるとともに、荒廃農地の発生防止・解消に努め、優良農地の確保・保全を図ります。
- 地域の大部分を占める森林については、林道の整備等による森林の管理・育成及び治山・治水・砂防対策を進めるとともに、古墳等貴重な文化遺産や自然資源も多いことから、それらを生かした土地利用を進め、健全な森林資源の保全と市民が身近に利用できる憩いの場としての多面的利用を図ります。
- おんずの里については、生活環境、生産環境の整備とともに、景観計画等の規制・誘導手法を活用し、地域の合意形成を図りながら自然環境と一体となった眺望や色彩にも配慮した美しい農村景観の創出に努めます。また、担い手不足によるおんずの木の伐採によって、おんずの里の景観が失われる恐れがあるこ

とから、担い手を確保し、農業の継続と農地の確保・保全を進めます。

オ 西部農山村地域

○地域の概要と目標

この地域は、千曲川左岸の山地・丘陵地に農村集落と優良農地が点在している農業主体の地域です。また、冠着山山麓に広がる里山や美しい景観で知られる姨捨の棚田、千曲高原一带を含む緑豊かな森林など、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

今後は、里山などの美しい自然環境を保全し、地域の特性に応じた良好な農業生産活動と生活環境の一体的な形成を進めるとともに、森林や農地等の適切な保全管理を図ります。

○土地利用の基本方向

- 農村集落については、集落内の道路・公園の整備、下水道の普及等生活環境の整備を進めるとともに、住宅地との調和に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 地域の独自性を生かした都市と農村との交流を促進し、地域のイメージアップと地域の担い手となる定住人口の確保を図ります。
- 生産性の高い優良農地については、農道・用水路等農業生産基盤の整備を進めるとともに、荒廃農地の発生防止・解消に努め、優良農地の確保・保全を図ります。
- 地域の大部分を占める森林については、林道の整備等による森林の管理・育成及び治山・治水・砂防対策を進めるとともに、健全な森林資源の保全と市民が身近に利用できる憩いの場としての多面的利用を図ります。
- 聖山高原県立公園地域については、希少な自然環境を保全しつつ自然とのふれあいの場としての活用を図ります。
- 姨捨棚田の文化的景観については、生産環境の整備とともに、景観計画等の規制・誘導手法を活用し、地域の合意形成を図りながら自然環境と一体となった眺望や色彩にも配慮した美しい景観の保全と活用を図ります。

第3 目標を達成するために必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

2 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法令（都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等）を適切に運用するため、本計画及び全国計画、長野県計画等の土地利用に関する計画を推進します。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、周辺市町村等関係行政機関相互の適正な調整を図ります。

3 市土の保全と安全性の確保

(1) 災害の危険性を減少させる市土利用の推進

災害の危険性のある区域を減少させるため、住宅密集地においてオープンスペースなどを確保し、地震や火災時の延焼防止を図ります。また、学校の校庭等の活用や透水性舗装等、貯留・浸透機能の強化を図り、洪水被害を最小限に抑えるための市土利用を推進します。

より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の実情等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導等を促進します。

(2) 水害・土砂災害対策の推進

大雨による洪水被害や土砂災害などに対しては、河川水位や土砂災害警戒情報等の情報発信体制の強化、災害が発生する恐れのある箇所の周知等に努めるなどの減災対策を進めるとともに、総合防災訓練や地区防災懇談会などを開催し、市民の危機管理意識の高揚を図ります。

また、1級河川の整備を国・県など関係機関に働きかけるとともに、市が管理する河川や下排水路の整備を進めます。

(3) 農村地域の生活環境の整備

農村地域における生活環境の向上を目指し、農業生産基盤と生活環境基盤の一体的・効率的整備を進めるとともに、洪水被害や土砂災害等が発生していることを踏まえ、森林や農地等の適切な保全管理と治山・治水対策を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

(4) 森林整備と市土の保全

森林の持つ水源涵養^{かん}や土砂流出・崩壊の防止等、公益的機能の発揮が求められる森林については、適切な保全・管理を図ります。また、山地部の沢や溪流などの治山・砂防事業を推進します。

流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

(5) 地震災害対策の推進

全国各地で大規模地震が発生していることから、デジタル防災行政無線の整備など情報通信技術を活用した効率的・効果的な防災対策を推進するほか、木造住宅の耐震化対策を推進します。

4 持続可能な市土の管理

(1) 地域整備に関する基本的な施策

ア 都市機能集約のための誘導支援

「千曲市立地適正化計画」、「千曲市中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市機能の集約化を図るとともに、空き地・空き店舗等を有効に活用することができる制度の充実など、都市機能を集約するための体制整備を進めます。また、都市機能の効率性を高めるため、土地利用の整序・集約化を図りながら低・未利用地の有効利用を進めます。

地域間、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークを整備します。

イ 安全で暮らしやすい居住環境の形成

自然災害等に備えるため、住宅密集地の整備や住宅の耐震化等を促進するとともに、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が移動しやすいように、駅等を中心とした地域内におけるバリアフリー空間の形成を推進します。

ウ 農村地域の生活環境の整備

良好な農村景観の形成を促進するため、地域住民の合意形成や都市住民との連携を図りつつ、景観に配慮した施設の整備や景観と調和した土地利用の誘導を図り、豊かな自然環境の保全・再生と伝統文化の保存・継承を進めます。

エ 農村活性化の新たな取り組みの推進

郷土色豊かな農林産物の加工や地産地消の取り組みを促進するほか、農林産物や地域資源を活用した産業の育成を図ります。また、新規就農・UJI ターン等による幅広い形での移住・定住を図るため、民間事業者及び地域と連携し、住宅や雇用対策等の環境整備を進めます。

(2) 産業に関する基本的な施策

ア 魅力ある産業立地環境の整備

「交通の要衝」という地理的優位性を活用し、市街地的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用との調和を図りながら、産業用地の確保の支援と整備を進め、企業誘致を推進する体制の整備充実を図るとともに、既存企業にとって受注・販路拡大となる企業とのマッチングを図ります。

また、地元経済界及び企業との連携による教育・研究体制の整備、産業クラスターの形成を進めるほか、企業立地需要に対応した用地確保を支援するなど、企業誘致体制の充実を図ります。

イ 自然の恵みを活力にかえる農林業の振興

農業の競争力強化や農業経営の発展を図るために、技術開発や農業生産基盤の整備、農地の集積・集約など基礎的条件の整備により、農業の雇用と農産物の高付加価値化を促進するとともに、環境と調和した農業生産活動を進めます。

また、担い手の育成・確保を図るため、認定農業者制度等の活用を進めるほか、地域ぐるみの営農活動を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指します。

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域については、適切な生産活動の維持により発揮される多面的機能を確保するため、農道・用水路の整備など生産条件の不利を補うための施策等の実施を図ります。

さらに、林業労働者育成対策と森林整備を進めるとともに、建築材や暖房用燃料・公共工事資材など、間伐材や県（国）産材利用を進めます。

（３）文化及び観光に関する基本的な施策

ア 貴重な歴史、文化的遺産の保存、継承、活用

市内に存在する文化財や文化的遺産は、文化の向上発展の基礎となるため、適切な保存・活用を図ります。また、歴史的な建造物や伝統的まちなみの保全・整備を図り、歴史を生かしたまちづくりを推進します。

棚田や里地里山など地域において、生活や生業を営む中で創り出された文化的景観は、生業の振興を図るとともに文化財として位置づけ、その保全と活用を図ります。

イ オール千曲で挑む観光地域づくりの推進

地域資源と密接に関連する観光分野では、資源の掘り起こしや利活用、地域住民との交流を通じた「地域らしさ」が体感できる仕組みづくりを目指します。

具体的には、平成 29 年 4 月に発足した日本版 DMO「信州千曲観光局」において、観光事業者、商工業者、農業者、まちづくり団体など多様な関係者と連携した「オール千曲」での滞在プログラムの開発、提供を進めます。

また、観光客や地域住民が散策、回遊の途中で千曲市の魅力に触れあえるスペースとして、「道の駅」の設置等を目指します。

（４）交通に関する基本的な施策

ア 地域社会や産業の活性化を支援する交通体系の整備と土地利用の推進

市民生活の場としての安定した生活空間を構築していくためには、暮らしの面からの取り組みと同時に生活の糧としての産業を活性化させ、雇用を創出し、次代を担う若者が住んでみたい、住み続けたいと感じるまちづくりが重要です。

そのため、国道 18 号バイパスの早期開通を目指すとともに、一部供用開始による周辺地区の土地利用の高度化を図り、地域住民の日常生活や企業活動に直接的な効用をもたらす交通基盤の整備と土地利用を進めます。

イ 持続的で暮らしやすい交通網の整備

道路や市街地整備などを推進し、中心市街地の活性化を図るとともに、集約型（コンパクトなまち）のまちづくりに向け、公共交通機関の活用等による利便性の向上を図ります。

また、通勤、買い物など日常生活の移動に必要な交通の利便性を確保するための道路整備を推進するほか、高齢者や通学者など自家用車で移動できない人のために公共交通手段の維持・向上を図ります。

さらに、公共交通の円滑な乗り継ぎの確保等を図り、安全・安心で便利な交通体系の形成を進めます。

ウ 安全で快適な交通環境の形成

ユニバーサルデザインの推進や沿道緑化等による安全で快適な歩行空間の形成など、歩行者等に配慮した道づくりを進めます。また、通学路、生活道路等において歩道整備を進め、交通安全対策を推進していくとともに、交通事故防止対策として事故発生割合が高い地区において、総合的な事故抑止対策を進めます。

(5) 環境保全及び景観形成に関する基本的な施策

ア 多様な自然環境の保全

高い価値を有する原生的な自然、在来の野生動植物の生息・生育、自然景観、希少性等の観点からみて優れている自然については、適正に保全します。

また、生物の多様性を確保する観点から、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川等をつなぐ生態系ネットワークの形成や侵略的外来種の定着、拡大を防ぎます。

イ 里地里山の保全・再生と活用の推進

市民、NPO、専門家、行政等の連携による体制づくりを進めるほか、NPOや土地所有者等が行う保全・再生活動を支援します。

また、自然とのふれあいや環境学習の場としての活用を図るなど、里地里山の保全・再生と持続可能な利用を推進します。

ウ 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいの場の整備やふれあう機会の拡大を図り、地域の自然環境や歴史・文化等を適切に保全しながら持続的な利用を図るエコツーリズムの普及・定着

を推進するほか、都市住民が農村地域において滞在型の余暇活動を行うグリーンツーリズム等を推進します。

エ 安全でうるおいのある水辺の再生

千曲川をはじめ市内を流れる河川においては、下水道の整備等により水質の改善や親水空間の形成及び修景などを進め、自然環境の維持・改善を図ります。

また、在来の生態系の保全と外来生物の侵入防止を図るなど、生息・生育空間の確保を図ります。

オ 地球温暖化対策の推進

ヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、自動車から公共交通利用への転換促進など環境と調和した交通体系の形成、住宅・建築物の省エネルギー対策、市街地の緑地・水面等の効率的な配置などにより環境負荷の小さな土地利用を図ります。

温室効果ガスの削減のため、森林や都市の緑地の適切な保全・整備を行い、地球温暖化対策を着実に実施します。

カ 循環型社会の形成に向けた取り組みの推進

再生資源の持続的利用を推進するため、バイオマス等の利活用や、適切な森林整備・木材利用等の促進を図ります。また、循環資源等の性質に即した望ましい方法・規模で3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進し、そのうえで発生した廃棄物の処理については、排出者や処理業者に対して適正な処理を求めるとともに、不法投棄等の不適正処理を防止します。

キ 良好な景観形成と緑豊かな環境整備

景観計画、地区計画、屋外広告物規制等の規制・誘導手法を活用し、歴史的建造物や伝統的まちなみ、自然環境と一体となった歴史的風土の保全等、眺望や色彩にも配慮した良好なまちなみや景観の維持、形成を図ります。また、地域資源を生かした質の高い景観形成を進めるほか、水辺空間の保全・再生・創出を図るとともに緑化を進め、良好な景観の形成と水と緑が豊かな暮らしやすいまちづくりを推進します。

5 土地利用転換の適正化

(1) 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定、地域農業や景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用計画との調整を図ります。

また、既存の低・未利用地等の有効活用を優先し、無秩序な転用を抑制します。

(2) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合は、森林の保全及び林業経営の安定に配慮しつつ長期的視点に立った林業の育成とともに、災害の発生、自然環境の悪化等多面的機能の低下を防止することに十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

(3) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶことに配慮し、周辺地域をも含めて事前に十分調査を行い、地域住民の理解のもとに市土の安全及び環境の確保を前提に適切な土地利用を進めます。

(4) 混在地における土地利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地の混在化が進む区域等において土地利用の転換を行う場合には、農業環境の悪化等土地利用の混在による弊害の進行を防ぐため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地、宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

6 多様な主体の連携・協働による市土管理の推進

(1) 参加意識の醸成と参加主体の拡大

福祉、子育て、防犯・防災、居住環境等の身近な問題を市民が協力して解決することが生活の質の向上と社会全体の負担軽減につながることから、地域活動を通じて「協働」の意義や参加に対する意識の醸成を図り、担い手となる人材を育成します。

従来から地域活動に寄与してきた区・自治会、PTA、商店会等の地縁型のコミュニ

ティは、高齢化や人口減少等により活動が停滞していくことが懸念されるため、近隣集落、事業者、NPO等の多様な主体と連携を図りながら、新たな協働の仕組みを構築することを促すとともに、行政も適切な支援を進めます。

また、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等、さまざまな方法により市土の適切な管理に参画していく「市土の市民的経営」の取り組みを進めます。

(2) まちづくりにおける行政の役割

今後、高齢化や人口減少が進展する中で、高齢者単身世帯の増加、コミュニティ機能の低下などが懸念されるため、地域における居住の実態や市民の不安・要望等を継続的に把握し、地域の将来像について合意形成を図りながら、公共的な投資や土地利用のあり方の検討を進めます。また、暮らしを支えるサービスの提供や地域固有の伝統文化・風俗習慣などの継承等について、民間の力も生かしつつ地域が取り組む活動を支援します。

管理水準が著しく低下した空き家・空き地・荒廃農地・森林等については、市土保全の観点から管理・保全を図るための工夫や仕組みを検討し、必要な支援を行います。

7 市土に関する調査の推進

市土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査等土地に関する基礎的な調査を推進します。また、土地所有者の高齢化や所在不明により森林や農地等において境界が不明確となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取り組みを進めます。